

11月1日(日)は 海田町長選挙・海田町議会

問い合わせ 海田町選挙管理委員会 ☎823-9202
FAX 823-9203

議員補欠選挙の投票日です。

立候補できる人

- 今回の選挙に立候補できる人は次の要件をすべて満たしている人です。
- ◎日本国籍を有していること
- ◎選挙の期日において満25歳以上であること
- ◎今回の選挙の選挙権を有していること（町議会議員補欠選挙のみ）
- ◎法律により立候補が制限または禁止されていないこと

投票できる人

日本国籍を有している人で平成27年10月26日現在で引き続き3カ月以上海田町に住所を有し（平成27年7月26日以前に海田町の住民基本台帳に記載された人）、かつ、投票日当日（期日前投票期間内に期日前投票をする人）にあっては、その投票する日）まで引き続き海田町に住所を有している人で、投票日までに満20歳以上になる人（平成7年11月2日以前に生まれた人）です。

ただし、法律によって選挙権が制限されている場合を除きます。

町内転居された人

今回の選挙の選挙権を有する人で、平成27年10月17日以後に町内転居された人は、前住所の投票所で投票していただくことになりますのでご注意ください。

期日前投票について

仕事などいろいろな理由で当日投票に行けない人のために期日前投票の制度があります。期日前投票の期間などは、次のとおりです。

期 間◆10月28日(水)～10月31日(土)

時 間◆8時30分～20時

場 所◆海田町役場1階ロビー

持ってきていただくもの◆入場券（届いていれば）

投票日には、20歳を迎えるが、投票日前において投票を行おうとする日に19歳の人については、不在者投票になります。期間などは期日前投票と同じです。

期日前投票の際には「宣誓書」を提出していただく必要があります。宣誓書は期日前投票所でお渡ししていますが、町ホームページからダウンロードの上、記入されたものをお持ちいただいても結構です。

不在者投票について

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院などや他の市区町村で投票できる制度、身体障害者手帳などを有する人が自宅で投票できる制度（次の表に当てはまる人が郵便投票証明書を海田町選挙管理委員会から交付された場合）がありますので、できるだけ早くご相談ください。

区分	障害の程度	
身体障害者手帳を有する人	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓呼吸器・ぼうこう直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳を有する人	両下肢・体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証を有する人	要介護5	

※上記に該当し郵便投票できる人で、次の表にあてはまる人は、代理記載による投票を行うことができます。

区分	障害の程度	
身体障害者手帳を有する人	上肢または視覚	1級
		特別項症から第2項症まで
戦傷病者手帳を有する人		

選挙公報

選挙公報を新聞(中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経)に折り込んでお届けします。新聞を購読されていない人で必要な人は、選挙管理委員会にお申し出ください。なお、出来上がり次第、町ホームページに掲載するとともに、役場、保健センター、公民館、図書館、ふるさと館、ひまわりプラザ、町民センター、福祉センターにも備え付けます。

その他

入場券は、できるだけ早く選挙人のお手もとに届くよう郵便局と連絡を取っていますが、同一世帯の人の入場券が違う日に届いたり、返送されてくるものもあります。

選挙権があるのに入場券が届かない場合や入場券を紛失した場合でも投票できますので、直接投票所へ行ってください。

選挙の公平を期すために、投票所で誕生日（〇月〇日のみ）などをお尋ねしますのでご協力ください。

海田町長選挙および海田町議会議員補欠選挙が、10月27日(火)に告示されます。投票は、11月1日(日)7時から20時まで、町内7カ所で一斉に行われます。（投票所は、入場券で確認してください。）

投票所案内図

